

令和8年度第1回防災専門部会会議録 20260606 近隣センターAB会議室

出席者：(着座順)

中村(1-1 自治会)、辻本 (1 丁目)、立石(ユブ 妙ソ)、三宅 (5-2 町会)、石田 (2 丁目)、
外谷 (7 丁目町会)、滝澤・矢嶋(3 丁目町会)、松岡(5 丁目町会)、飯島(エステート)、高橋(4-2
町会)、野尻・中川(6 丁目町会)、高田 (1-2 管理組合)、

欠席者：穴山 (1-2 管理組合)、田中(グランビル)、福田 (4 丁目第2町会)、

劉 (5 丁目第3町会)

1. 報告事項

特になし

2. 各町会報告(各町会の防災組織状況)

辻本：170 世帯(10 班) 班長が自主防災員、今年度班長(前年の班長は副)で連絡網
整備。防災ガイドブックの中身を町会だよりで回覧している。

高田：50 世帯、防災訓練への参加者が少ない→今年は参加率を高めたい。

石田：防災備品がほとんどない。

高橋：防災委員 12 名、自治会 21 名、管理組合 21 名の 54 名で自主防災組織を運営。

野尻：380 世帯、66 の小グループに分かれている。小グループコミュニティのご近所
で助け合う。

松岡：100 世帯。独自の訓練はしていない。部会内容を町会へフィードバックしてい
く。

飯島：1 年で入れ替わり。AED の場所移転。消防署へ頼んで AED 訓練を行う。女性
に対して男性が AED を使用できるか？(訴訟問題になる可能性有) 消防署へ確認。

滝沢：発電機、操作手順を貼付け。

三宅：5-2。発電機の件。月に 2 回の始動→難色。月に 1 回の始動に(滝沢)ガソリン
発電機。キャブ式エンジンならガソリンは抜いて保管の仕様のはず。

(三宅) 毎回 1 時間始動で消費を確認。一缶購入に繋げたい。

修理時バッテリー、キャブは故障していた。

石田：活動は特無し。来年も役員継続。

中村：役員 20 名、うち 10 名は継続役員。新 10 名に教育予定

女性に AED を使用する場合の注意点（参考）

女性に対し衣服を脱衣させても問題がないのか、セクハラとして訴えられるのではない
か、という誤解や不安から女性の傷病者に対し AED を使うことを躊躇しますが
AED の使用による脱衣は一次救命処置に必要な行為で、以下の通り罪に問われること
はないとされます。

・・・刑事、民事の責任ともに「原則として免責されるべき」としている

- ① 厚生労働省で公表されている「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED の
使用のあり方検討会報告書」では救命活動に関する行為は損害賠償責任を問われ
ないとされています。
2. 「緊急蘇生法の指針 2020（市民用）の【救命処置における倫理と法律】では
民法第 698 条の「緊急事務管理」の規定により、悪意又は重大な過失がない限り
善意の救助者が傷病者などから損害賠償責任を問われることはないと考えられて
いる。
3. 刑法第 37 条の「緊急避難」の規定では、害が生じて、避けようとした害を超え
なかった場合に限り罰しないとされる。

女性に配慮した AED を使用する場合の注意点

1. 金属製のアクセサリーを外す（困難な場合はレスキューセット内のハサミで切断）
2. ブラジャーは外さなくても良い（但し、電極パットを取付ける際は、ブラジャー
を挟まず、直接地肌に貼り付けるように注意する）
3. 妊娠中の女性でも AED で応急手当を行う
4. タオルや服などをかける
5. なるべく多くの人で後ろ向きに囲み周囲の視線から隠す